

平成28年2月15日

第72回 神戸市個人情報保護審議会

乳幼児医療費助成制度および母子家庭等医療費助成制度の拡充に伴う勧奨事務の実施について

(保健福祉局)



神戸参区第2121号
平成28年2月15日

神戸市個人情報保護審議会
会長 様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

乳幼児等医療費助成制度拡充に伴う勸奨事務に係る
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：市民参画推進局参画推進部区政振興課

乳幼児等医療費助成制度拡充に伴う勸奨事務に係る
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

区コード

支所コード

郵便番号

住所（漢字・コード）

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

通称名（漢字・カナ）

生年月日

送付コード

氏名カナフラグ

神ここ第6019号
平成28年 2月15日

神戸市個人情報保護審議会
会長 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

母子家庭等医療費助成制度拡充に伴う勸奨事務に係る
児童扶養手当支給対象者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課

母子家庭等医療費助成制度拡充に伴う勸奨事務に係る児童扶養手当支給対象者情報の利用
について（条例第9条「利用及び提供の制限」に関して）

【児童扶養手当支給対象者情報】

住基個人番号

氏名（漢字・カナ・アルファベット）

生年月日

区コード

住所（漢字・コード）

住所郵便番号

送付先（漢字・コード）

送付先郵便番号

証書番号



神保高国第 3235 号

平成 28 年 2 月 15 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

乳幼児医療費助成制度および母子家庭等医療費助成制度の拡充に伴う勸奨事務の実施について

(条例 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

乳幼児医療費助成制度および母子家庭等医療費助成制度の拡充に伴う勸奨事務の実施について

(条例 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【住民基本台帳情報】

住基個人番号

郵便番号

区コード

支所コード

住所 (漢字・コード)

氏名 (漢字・カナ・アルファベット)

通称名 (漢字・カナ)

生年月日

【児童扶養手当支給対象者情報】

住基個人番号

氏名 (漢字・カナ・アルファベット)

生年月日

区コード

住所 (漢字・コード)

住所郵便番号

送付先 (漢字・コード)

送付先郵便番号

証書番号

【福祉医療受給者情報】

住基個人番号

乳幼児等医療費助成制度および母子家庭等医療費助成制度の拡充に伴う勸奨事務の実施について

1. 事業の内容

(1) 趣旨・概要（10頁 乳幼児等医療費助成制度の概要参照）

ア. 乳幼児等医療費助成制度の拡充

乳幼児等医療費助成制度では、現在神戸市内在住の0～15歳のこどものおられる保護者（主たる生計維持者）に対して医療費の助成を行っている。現在、所得制限のある3～15歳のうち、平成28年7月より3～6歳（未就学児）の所得制限撤廃を予定している。新たに対象となる方に対して、申請の勸奨を平成28年4月に行うため、住民基本台帳の情報と福祉医療受給者の情報を利用し対象の抽出を行う。

イ. 母子家庭等医療費助成制度の拡充

母子家庭等医療費助成制度では、母子家庭等の母（父）や子に対して医療費の助成を行っている。平成28年7月より所得制限を児童扶養手当の全部支給の基準から一部支給の基準へ緩和する制度拡充を予定している。新たに対象となる方に対して、申請の勸奨を平成28年4月に行うため、児童扶養手当支給対象者の情報と福祉医療受給者の情報を利用し対象者の抽出を行う。

(2) 対象者の抽出方法

ア. 乳幼児等医療費助成制度

上記の（1）アの対象者を特定するため、住民基本台帳データより「平成22年4月2日～平成25年3月31日生」の方の必要な情報の提供を受け、福祉医療システムで乳幼児等医療費助成制度等の福祉医療受給中の方の情報と突合し、重複者を除き対象者を抽出する。

イ. 母子家庭等医療費助成制度

上記の（1）イの対象者を特定するため、児童扶養手当支給対象者情報より必要な情報の提供を受け、福祉医療システムで母子家庭等医療費助成を受給中の方の情報と突合し、重複者を除き対象者を抽出する。

(3) 勸奨の方法

抽出した対象者データを経理契約で決定した委託業者に提供し、それを元に委託業者が勸奨通知を作成、封入封緘し送付する。

(4) 効果

住民基本台帳データ及び児童扶養手当受給者情報を利用することで効率的な勸奨対象者の特定が可能となり、迅速に対象者へ制度拡充の周知を行うことができるため、市民サービスの向上につながる。

(5) 実施計画

平成 28 年 3 月上旬	データ作成のテストのために 区政振興課及びこども家庭支援課より 2 月末現在の情報の提供を受ける
平成 28 年 3 月中旬	システム処理テスト (突合、重複削除等)
平成 28 年 4 月上旬	区政振興課及びこども家庭支援課より 3 月末現在の情報の提供を受ける システム処理 (突合、重複削除等) 処理後、業者へデータを提供
平成 28 年 4 月下旬	対象者へ勸奨通知を発送
平成 28 年 7 月～	新制度開始

(6) 件数

ア. 乳幼児等医療費助成制度

住基対象者数	約 38,300 人
受給者数	約 32,800 人 (乳幼児等医療等の福祉医療受給者)
勸奨対象者数	約 5,500 人

イ. 母子家庭等医療費助成

児童扶養支給対象者数	約 14,000 人
受給者数	約 7,000 人 (母子家庭等医療の福祉医療受給者の父母)
勸奨対象者数	約 7,000 人

2. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機器処理に係るデータ保護管理規定」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 端末機の操作にあたっては ID カードとパスワードによる個人認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ② 他システムからのデータ提供は、外部インターネットと切り離された神戸市基幹系 NW 内で行われている。また、データの突合処理については、同 NW 上のホストコンピュータ内にある福祉医療システムで行われており、外部からの不正アクセス防止、並びにコンピュータウイルスからの感染防止措置が図られている。
- ③ 個人情報に係るデータについては、ホストコンピュータ内で厳重に一括管理し、端末機における、内部記憶装置や外部記憶媒体への保存ができない措置を取る。

(2) 運用上の保護

- ① ホストコンピュータの機器保管施設への入退室は、ID カードを所持した関係職員にのみ限定し、入退室の状況を記録する。
- ② 委託業者へのデータの提供に当たっては、ファイルにパスワードを設定した電子記録媒体（USB等）を、直接手渡しすることとし、受払簿により経緯を記録して適切に管理する。また、委託先では、施錠可能な保管庫等で管理し、業務終了後は速やかに返却する。
- ③ 電子記録媒体は施錠可能な金庫等に保管し、保存する必要がなければ、速やかにデータを消去する。
- ④ 帳票は施錠可能なキャビネット等に保管し、保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに破棄する。
- ⑤ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

(3) 外部委託にかかる個人情報の保護

本事業において、外部委託する場合には、情報セキュリティ等の遵守を定めた委託契約約款及び情報処理等の委託契約に関する情報セキュリティ遵守特記事項に基づき、個人情報の保護について厳格に管理する。

乳幼児等医療費助成制度の概要

○制度改正前

事業名	乳幼児等・こども医療費助成	
年齢区分	0～2歳	3歳～中3
所得制限	なし	あり
入院	無料	無料
外来	無料	1医療機関・薬局等ごとに 1日500円を限度（2割負担）に月2回まで（3回目以降無料）

○制度改正後

事業名	乳幼児等・こども医療費助成		
年齢区分	0～2歳	3～6歳（未就学児）	小1～中3
所得制限	なし	なし	あり
入院	無料	無料	無料
外来	無料	1医療機関・薬局等ごとに 1日400円を限度（2割負担）に月2回まで（3回目以降無料）	

母子家庭等医療助成制度の概要

○制度改正前

事業名	母子家庭等医療費助成
対象者	母子家庭の母（父）と児童 父母のない児童
所得制限	児童扶養手当全部支給基準及び低所得者 （扶養者2人のモデルケースの場合、収入226万円未満）
入院	【一般】1医療機関あたり定率1割負担で月額3,200円まで 【低所得者】1医療機関あたり定率1割負担で月額1,600円まで
外来	【一般】1医療機関・薬局等ごとに1日800円限度に月2回まで 【低所得者】1医療機関・薬局等ごとに1日400円限度に月2回まで

○制度改正後

事業名	母子家庭等医療費助成
対象者	母子家庭の母（父）と児童 父母のない児童
所得制限	児童扶養手当一部支給基準 （扶養者2人のモデルケースの場合、収入413万円未満）
入院	1医療機関あたり定率1割負担で月額1,600円まで
外来	1医療機関・薬局等ごとに1日400円限度に月2回まで

乳幼児医療費助成制度および母子家庭等医療費助成制度拡充に伴う勸奨事務の実施について

